

文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）交付要綱

令和8年4月28日
文化庁長官決定

（通則）

第1条 文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、外国人観光客の増加が見込まれる地域を対象に、考古学観光に資するコンテンツの作成や、考古学観光に係る施設設備の整備、考古学観光スポット・コース整備等を行い、外国人観光客の地方誘客の推進や滞在時間の長期化、リピーター化等を図ることを目的とする。

（交付の対象となる事業者、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、地方公共団体とする。

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象として文化庁長官（以下「長官」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるもののほか、長官が定める補助要項によるものとする。

（申請の手続）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第1）を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。

(交付決定の通知等)

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2)を補助事業者に送付するものとする。

2 交付の申請が文化庁に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3)を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内で減額する場合はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助事業の目的の達成をより効率的にする場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

(2) 長官は、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第4)を補助事業者に送付するものとする。

(3) 長官は、前2号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(6) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、長官に提出しなければならないこと。

(7) 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、文部科学大臣(以下「大臣」という。)が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

(8) 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

(9) 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しよう

とすることは、別に定める財産処分申請書を長官に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 補助事業の遂行により生ずる収入金（仮設物及び不用材等の売払代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (12) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならないこと。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付の決定（前条第2号による変更交付決定を含む。以下、第10条第1項において同じ。）の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した取下げ書（様式第5）を長官に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第8条 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（実績報告書）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、長官に実績報告書（これに添付すべき書類を含む。様式第6）により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、前項に準ずる実績報告書を長官に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 第2項に規定する実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第7）により補助事業者へ通知するものとする。

2 長官は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは支払請求書（様式第8）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第12条 長官は、第6条第4号に該当し補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。

(4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合。

(5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合。

2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 長官は、第1項の第1号から第4号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書(様式第9)を長官に提出しなければならない。
- 2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(電磁的方法による提出)

- 第14条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文化庁に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

- 第15条 長官は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等をうけることを求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(補助金調書)

- 第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(別紙様式第10)を作成しておかなければならない。

(様式第 1)

第 号
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

申 請 者
法 人 番 号
所 在 地
代表者職・氏名

文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーション
による地方創生推進プロジェクト）交付申請書

令和 年度文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーション
による地方創生推進プロジェクト）について補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条及び文化資源活用事業費補助金（歴史的
遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）交付要綱第 4
条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の名称	
事業に係る補助対象 経費	円
補助事業の着手及び 完了の予定期日	着手 〇〇 年 月 日 完了 〇〇 年 月 日
交付を受けようとする 補助金の額	円
その他参考となるべき 事項	

(記載上の注意)

- 別紙として、事業内容に応じて必要な書類を添付すること。
- 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇 年度文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、〇〇 年 月 日付け 第 号をもって文化庁長官（以下「長官」という。）から次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第 8 条の規定により通知する。

（注） 補助事業者が都道府県である場合には、上記の _____ 部分を「次のとおり交付決定することに決定したので、」と書き替えるものとする。

〇〇 年 月 日

知事・教育委員会
(文化庁長官)

1. この補助金の交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は（「下記のとおり修正するほか」）申請書記載の事業計画のとおりとする。

2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円（雑収入金	円を含む。）
補助金の額	円（補助率	%）

3. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

補助金の確定額は、第 2 項の補助対象経費の実支出額（債務の確定した支出予定額を含む。）に補助金を乗じて得た額又は経費に対応する補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

4. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の 3 月 31 日までに完了しなければならない。

5. 補助事業者は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、適正化法、適正化法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）交付要綱（〇年〇月〇日文化庁長官決定）の規定に従わなければならない。

6. 交付条件は、第5項に定めるほか、次のとおりである。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3)を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内で減額する場合はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助事業の目的の達成をより効率的にする場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

(2) 長官は、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第4)を補助事業者に送付するものとする。

(3) 長官は、前2号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(6) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、長官に提出しなければならないこと。

(7) 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、文部科学大臣(以下「大臣」という。)が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

(8) 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

(9) 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、別に定める財産処分申請書を長官に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。

(11) 補助事業の遂行により生ずる収入金(仮設物及び不用材等の売払代等)は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

(12) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならないこと。

(13) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成し、これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(様式第 3)

令和 第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
法人番号
所 在 地
代表者氏名

計 画 変 更 承 認 申 請 書

令和 年 月 日付け 第 号で国庫補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

区 分	令和 年度	補助金
事 業 の 名 称		
変 更 の 理 由		
変 更 の 内 容		
変更により増(減)額 すべき国庫補助金の 額		

(記載上の注意)

別紙として、事業計画書(該当部分について変更前及び変更後を2段に記入するなど判別しやすくすること。)を添付すること。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第 4)

第 号

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号をもって計画変更承認申請のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により〇〇 年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付することに〇〇 年 月 日付け 第 号をもって文化庁長官の決定があったので、同法第 8 条の規定により通知します。

(注) 補助事業者が、都道府県である場合には、上記の _____ 線部分を「決定した」と書き換えるものとする。

〇〇 年 月 日

知事・教育委員会

(文化庁長官)

1. この補助金の交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった「 _____ 」事業とし、その内容は申請書記載の事業計画のとおりとする。

2. この変更交付決定に伴い、前記 1 の事業に係る補助対象経費の額及び対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(1) . 補助対象経費	円（雑収入金	円を含む。）
(2) . 補助金の額	円（補助率	%）
(3) . 今回 _____ 額する補助金の額	円	

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、〇〇 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第 4 項から第 7 項までのとおりとする。

○用紙は日本産業規格 A 4 とする。

(様式第 5)

第 号
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

補 助 事 業 者
法 人 番 号
所 在 地
代表者職・氏名

〇〇 年度文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的
プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）補助金交付申請の取下げ書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知を受けました〇〇 年度文
化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生
推進プロジェクト）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条の規定により、
補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 〇〇 年 月 日
2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

(注) 第 6 条第 2 項に基づき、変更して交付決定があった場合には、補助金交付決定変更通知書に
記載の日付、記号、番号及び同交付決定通知書の受領年月日によること。
用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者氏名
連 絡 先

(様式第 6)

第 号
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

補 助 事 業 者
法 人 番 号
所 在 地
代表者職・氏名

〇〇 年度文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的
プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた の
実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業及び文化財の名称

2. 補助事業の実施期間 〇〇 年 月 日着手
〇〇 年 月 日完了

3. 補助事業の実施の方法

4. 補助金の交付決定額とその精算額 交付決定額 円
精 算 額 円
不 用 額 円

5. 添 付 書 類

- (1) 補助事業経費収支精算書（交付申請書添付書類「4. 補助事業に係る収支予算書」の様式に準ずる。）
- (2) 補助事業実施仕様書
- (3) 補助事業実施設計書
- (4) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (5) その他（補助事業により設置した機械器具機能の試験検査査証等）

（注）第 6 条第 2 項に基づき、変更して交付決定があった場合には、変更後の額によること。

○用紙は日本産業規格 A 4 とする。

(様式第 7)

第 号

〇〇 年度文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的
プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）額の確定通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る
予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 1 5 条の規定に基づき、下記のとおり
額を確定します。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

記

確定額

円

以上

○用紙は日本産業規格 A 4 とする。

(様式第8)

〇〇 年 月 日

官署支出官文部科学省大臣官房会計課長 殿

〇〇〇〇

代表者職名 代表者氏名 〇 〇 〇

文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト） 精算（概算）払請求書

令和 年度文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、「概算払請求内訳書」を添付すること。

【本件担当】

担当者所属

担当者名

電話：

Email：

(様式第 9)

第 号
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

補 助 事 業 者
法 人 番 号
所 在 地
代表者職・氏名

補助事業状況報告書

〇〇 年度文化資源活用事業費補助金（歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト）の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の着手及び完了の予定期日	着手 〇〇 年 月 日 完了 〇〇 年 月 日	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費の状況	支出予算合計額	支出済額
	円	円
	備考	

(記載上の注意)
○用紙は日本産業規格 A 4 とする。

(様式第 1 0)

補 助 金 調 書

年度

文部科学省 所管

(地方公共団体名)

国			地 方 公 共 団 体										
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							備 考
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補助金 相 当 額	支出済額	うち国庫補助金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち国庫補助金 相 当 額	

(記載要領)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
 なお、各省各庁の長が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することを禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
2. 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」は歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかに記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等にかかる補助金等についての調書の作成は、本表に準じること。
 この場合においては、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。

(注) 用紙は日本産業規格 A 4 とする

担当者

連絡先